

改正

昭和63年7月16日本部訓令甲第7号
 平成6年3月31日本部訓令甲第10号
 平成6年11月30日本部訓令甲第18号
 平成14年9月27日本部訓令甲第23号
 平成29年2月1日本部訓令甲第1号

交通巡視員の服制に関する規則施行細則を次のように定める。

交通巡視員の服制に関する規則施行細則

(総則)

第1条 交通巡視員の服制及び服装については、交通巡視員の服制及び服装に関する規則（昭和45年
 国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この細則の定め
 るところによる。

第2条 削除

(常装)

第3条 交通巡視員は、勤務中は、制服、制帽、冬ワイシャツ又は合ワイシャツ、冬ネクタイ又は合
 ネクタイ、ベルト及び靴を着用するものとする。

(着用期間)

第4条 交通巡視員に対して支給する被服の品目ごとの着用期間は、次の表に掲げるとおりとする。
 ただし、本部長が必要と認めるときは、この期間を変更することができる。

| 品目 | 着用期間 |
|------------------------------------|--------------------------------|
| 冬服、冬帽子、冬ワイシャツ、冬服ベスト、冬ネクタイ及び冬活動ネクタイ | 12月1日から翌年3月31日まで |
| 合服、合帽子、合ワイシャツ、合服ベスト、合ネクタイ及び合活動ネクタイ | 4月1日から4月30日まで及び11月1日から11月30日まで |
| 夏服、夏帽子及び夏服ベスト | 5月1日から10月31日まで |

(防寒服)

第5条 防寒服は、雨雪の際又は防寒のため必要がある場合に、室外において着用するものとする。
 ただし、儀式、祭典その他儀礼的な場合を除き、防寒のため室内において着用することができる。

(手帳及び警笛の携帯)

第6条 交通巡視員は、警察手帳及び警笛を携帯するものとする。この場合において、収納箇所は次
 表のとおりとし、警察手帳のひもは、手帳用留めひもに結び付け、又は留めボタンに掛けるもの
 とする。

| 携帯品 | 収納箇所 | |
|------|---|---|
| | 冬服、合服 | 夏服 |
| 警察手帳 | 上衣の左腰部のポケット（制服上衣を着用しない場合において、ベストを着用するときは、ベスト左腰部のポケット、ベストを着用しないときは、スカート前面左のポケット） | ベストの左腰部のポケット（ベストを着用していない場合にあつては、スカート前面左のポケット） |
| 警笛 | 上衣の右腰部のポケット（制服上衣を着用しない場合において、ベストを着用するときは、ベスト右腰部ポケット、ベストを着用しないときは、制服用ワイシャツの右胸部のポケット） | ベストの右腰部のポケット（ベストを着用していない場合にあつては、上衣の右胸部のポケット） |

(服装等の一部省略)

第7条 交通巡視員は、室内で勤務するとき（交番等、公衆の面前において勤務する場合を除く。以下
 同様。）には、制帽を着用しないものとする。

(私服の着用)

第8条 交通巡視員は、勤務の性質及び身体上の事情等特別の理由のある場合において、所属長から制服の着用を要しないことを認められたときは、私服を着用して勤務することができる。

(服装の斉一)

第9条 儀式上、隊を編成する場合は、各員斉一の服装をしなければならない。

附 則

この訓令は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則 (昭和63年7月16日本部訓令甲第7号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日本部訓令甲第10号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月30日本部訓令甲第18号)

この訓令は、平成6年12月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月27日本部訓令甲第23号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月1日本部訓令甲第1号)

この訓令は、制定の日から施行する。